

平成30年度横浜観光プロモーション認定事業 第3回募集 【応募要領】

1 事業趣旨

「横浜観光プロモーション認定事業」は、横浜の集客力を高め宿泊や周遊を促進する事業や、横浜への来訪者の満足度を高める事業、横浜の観光・コンベンション都市としてのブランドを向上させる事業の提案を募集し、大きな効果が期待できる事業を認定、支援する制度です。民間事業者の皆様の創意による“横浜ならではの資源”を活かした集客プロモーション事業を募集します。

2 応募要件

(1) 対象事業

平成31年3月31日までに事業の実施及び報告を行うことができる、次に該当する事業

① MICEの受入機能強化に向けたSDGs「環境」をテーマとした事業

(2) 募集テーマ

① 横浜市での国際会議等（MICE）開催に関連するSDGsの取組

SDGs「環境」を重点テーマとし国際MICE都市としての横浜の魅力を高める事業

※ SDGsのうち特に7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」

9「産業と技術革新の基盤をつくろう」12「つくる責任つかう責任」

13「気候変動に具体的な対策を」14「海の豊かさを守ろう」15「陸の豊かさを守ろう」

(3) 応募対象者

原則として設立後3年以上を経過しており、設立趣旨に則した事業を実施し、かつ継続して活動を行っている法人及び団体であること

※個人での応募はできません。

3 支援内容

(1) 助成金の交付

上限100万円とし、総事業費の3分の2以内の額とする。

(2) 当財団による広報支援

- ・財団ウェブサイト、SNS等への掲載
- ・プレスリリース等による広報（認定事業としての紹介）

(3) 財団の賛助会員による事業参加の促進

(4) 横浜の観光情報（観光施設・宿泊施設・イベント等）の提供

(5) 横浜の観光写真等の素材提供

(6) ビジターズガイドなど観光情報の特別価格での提供

(7) 横浜観光プロモーション認定マークの交付

4 応募申請

申請に当たっては、「横浜観光プロモーション認定事業支援要綱」に定める事項を遵守してください。

(1) 申請書類

- ①横浜観光プロモーション認定事業 申請書（第1号様式）
- ②横浜観光プロモーション認定事業 企画書（第2号様式）
- ③横浜観光プロモーション認定事業 事業収支予算書（第3号様式）
- ④企画書を補完する書類
- ⑤事業実施主体となる組織の概要、活動計画または内容、人員体制の分かる書類

※申請書類①②③は、所定の様式に記入し提出してください。

（様式のダウンロード <http://www.welcome.city.yokohama.jp/ja/ycvb/>）

※④⑤の様式は任意です。

※上記の書類のほか、必要に応じて追加資料を提出いただくことがあります。

(2) 募集期間

平成30年12月3日（月）～12月25日（火）17:00【必着】

郵便、持参、電子メールにて必要書類を送付してください。

※郵送の場合、締切日必着です。持参の場合は、平日8時45分から17時までの間にお越しください。

(3) 提出方法・お問い合わせ先

電子メールにて必要書類を送付してください。

【提出先・お問い合わせ先】

公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー 事業部 MICE 振興課

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町2 産業貿易センター1階

電話：045-221-2111 FAX：045-221-2100

E-mail：mice@ycvb.or.jp （※メール送信後、必ず受信連絡の確認をお願いします。）

（※ 申請受付について）

提出いただいた書類を基に、事務局で申請受付の可否を確認します。なお、以下のいずれかに該当する場合は、申請を受理できませんので、あらかじめご了承ください。

【申請を受理できない場合】

- (1) 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 法令に違反している事業
- (4) 事務局が事業の趣旨にそぐわないと判断した場合
- (5) 申請者が横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者、または、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者である場合
- (6) 申請者が神奈川県暴力団排除条例の規定に違反している事実がある場合

5 審査

申請された書類を基に、観光・コンベンションの分野における外部の有識者による審査を実施します。審査については、以下の項目について評価を行います。

(1) 審査委員会

横浜観光プロモーション認定事業審査会においてプレゼンテーションを行っていただきます。

(2) 評価項目

- ① 独創的な特徴や話題性がある企画内容であるか。
- ② 横浜への来訪者・滞在者にとっての支援となる内容であるか。
- ③ 横浜の集客関連産業に大きな波及効果が期待できるものであるか
- ④ 今後の発展性や自立性が期待できるものであるか。
- ⑤ 情報発信力があり、横浜の認知度を向上させる効果が期待できるものであるか。
- ⑥ SDGs における環境分野の課題解決に効果的な事業であるか。
- ⑦ 会議主催者等にとって訴求のある事業であるか。

(3) 選定結果の公表

横浜観光コンベンション・ビューローのホームページ、横浜市観光情報公式サイト「横浜観光情報」のプロモーション認定事業紹介ページに事業名、事業実施者、事業内容を掲載します。(審査内容、その他については非公開とします)

6 事業の実施にあたって

- (1) 支援対象と認められた場合には、(公財)横浜観光コンベンション・ビューロー賛助会員へ加入していただきます(未入会の場合)
- (2) 事業実施にあたっては、定期的に進捗・実績の報告を行ってください。
- (3) 平成31年3月15日までに「事業完了報告書」を提出してください。

7 支援決定の取り消し

- (1) 申請書や報告書に虚偽があった場合
- (2) 申請内容を変更(中止を含む)した場合
- (3) 申請事業者から支援を辞退する旨の申し出があった場合
- (4) その他、理事長が取り消す必要があると認めた場合

8 応募から助成までのスケジュール

手続き		時 期
応募者	財団	
	募集開始	12月3日(月)～
申請書類の提出 (第1・2・3号様式ほか) →	受理	～12月25日(火)
審査会でのプレゼンテーション	審査	平成31年1月初旬
受理 ←	結果通知書の送付 (第4号様式)	1月中旬
事業の実施	事業支援・広報協力	平成31年1月下旬～平成31年 3月31日
報告書類提出 (第5号様式ほか) →	確認審査	平成31年3月15日
受理 ←	助成金交付決定の通知	不備のない報告書類を受理し、確認 審査を経て、支援金が平成31年3 月31日までに振り込まれます。
助成金交付の請求 →	受理	
受領・確認 ←	助成金の振込	